

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―一二三―三五

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
(国の行政機関の内部部局)	(国の行政機関の内部部局)

第二条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。

一〇十七 (略)

十八 出入国在留管理庁の内部部局

十九〇四十三 (略)

(給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務)

第三条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一〇六 (略)

七 水産庁資源管理部国際課の業務であつて、人事院が定めるもの

第二条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。

一〇十七 (略)

(新設)

十八〇四十二 (略)

(給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務)

第三条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一〇六 (略)

七 水産庁資源管理部漁業調整課の業務であつて、人事院が定めるもの

八・九 (略)

十 気象庁の業務であつて、次に掲げるもの

イ〜ニ (略)

(削る)

ホ (略)

十一〜十三 (略)

十四 原子力規制庁の業務であつて、次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

(削る)

ニ (略)

八・九 (略)

十 気象庁の業務であつて、次に掲げるもの

イ〜ニ (略)

ホ 日本海海洋気象センターの業務

〜 (略)

十一〜十三 (略)

十四 原子力規制庁の業務であつて、次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

ニ 核物質防護対策官事務所の業務であつて、
人事院が定めるもの

ホ (略)

この規則は、公布の日から施行する。